

# 国土交通省における対応状況

## 1. 特区として実施する主な事項

- ①公有水面埋立地の用途変更等の制限期間の短縮（港湾内において10年→5年）

（内容）

港湾内の埋立地における権利の移転・設定、用途変更の許可が必要な期間について、竣功認可の告示後10年であるものを5年に短縮する

- ②違反広告物の簡易除却措置の対象範囲の拡大

（内容）

のぼり旗等についても違反広告物の簡易除却の対象となるよう措置する

等 6項目

## 2. 全国で実施する主な事項

車高規制の見直し

（内容）

積載時の車高が3.8メートルを超える車両（コンテナや完成自動車を運搬する車高4.1メートルの車両等）の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しについて検討し、実施する

自動車の回送運行許可期間の延長

（内容）

6月を超えてはならないとされている回送運行許可証の有効期間を1年まで延長できるよう道路運送車両法を改正するとともに、道路運送車両法関係手数料令を改正し許可期間1年の場合の手数料を設定する

等 14項目